

債権管理体制の強化について

中野区構造改革実行プログラムで掲げている債権管理体制の強化について、下記のとおり、債権管理一元化及び生活再建を視野に入れた支援について検討を行った。検討結果を踏まえ、引き続き債権管理体制の強化に向けて、取組を進めていく。

1 債権管理一元化の進捗状況

(1) 住民税と国民健康保険料の債権管理一元化

滞納者の生活再建を図るための視点において、滞納者の生活状況を正しく把握し、適切な支援につなげるために、税の情報は必要不可欠であるため、情報共有を引き続き実施していく。また、新庁舎への移転に伴い、住民税と国民健康保険料の窓口が同じフロアになったことから、スムーズな案内の実施により、利便性の向上を図っている。

一方、下記に示す要因などから、徴収については一元化を見送ることとする。

ア 債権毎の性質の違い

住民税と国民健康保険料は、同じ強制徴収公債権であるが、徴収上使える手段や納付義務者、減免基準等は大きく異なる。国民健康保険料は、生活困窮者が保険給付を受けられるように各種減免制度等が定められているほか、2年の短期消滅時効が法定されている。そのため、国民健康保険料の滞納整理においては、住民税と比較して、当面の生活困窮・保険給付への配慮が必要となる。

イ 他区の状況

住民税と国民健康保険料の債権管理一元化を実施している又は実施したことのある区は、23区中6区となっているが、住民税と国民健康保険料を一元化したことにより、収入額の減少が確認されたため、一元化を廃止した区が1区ある。また、住民税の執行停止や減免の基準を国民健康保険料と一元化するにあたり、国民健康保険料の基準に合わせたことにより、収入額が実質的に減少している例もある。

(2) 3料（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料）の債権管理一元化

時効が2年である点や各種減免制度が定められている点など、債権の性質が類似している点が多いことに加え、下記の3料の滞納者の重複状況を踏まえて一元化を進めることで、区民に対する統一的な対応の実施及び債権管理事務の効率化を図る。

(参考)

- ① 3料の滞納者総数 21,933 名のうち、国保の滞納者は 20,269 名。(92.41%)
- ② 後期滞納者 930 名のうち、他の保険料と重複する滞納者は 338 名。(36.34%)

③ 介護滞納者 1,432 名のうち、他の保険料と重複する滞納者は 608 名。(42.46%)

ア 国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理業務の一元化

令和 4 年度に、後期高齢者医療システムを閲覧できるパソコンを保険医療課滞納整理係に設置し、高額滞納案件を中心とした財産調査、電話催告、納付交渉を実施した。

イ 3 料一元化の実施に向けた検討

令和 5 年度に 3 料一元化 P T を設置し、令和 6 年度からの 3 料一元化の順次実施に向け、3 料合同会議のあり方、財産調査一本化及び照会結果の共有方法などの課題整理を行っている。

令和 7 年度以降は、令和 6 年度の実施内容の振り返りや修正を施しながら運用の安定化を図るとともに、今後予定されているシステムの標準化を踏まえて 3 料一元化システムの構築を行っていく。

(3) その他の債権管理一元化

組織、対象、連携方法等、その他の債権全体に関する課題を整理し、債権管理一元化の実施に関して、引き続き検討を行っていく。

2 各債権所管課のスキルアップ

適正な債権管理に取り組むために必要な対応等を記載したマニュアル等を作成する、法律を中心とした基礎知識を習得し、職務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修及び滞納処分の具体的な流れ・知識等を習得する研修を実施するなど、債権管理に関する職員のスキルアップを図っている。

3 生活困窮者支援

令和 5 年度に、生活困窮者を適切な窓口・支援機関等につなぐ仕組みを整備することを目的として、各債権の窓口において職員が滞納者に対して統一的な納付相談を行うため、生活再建に関する相談窓口をキーワードごとに記載した「相談先一覧表」を作成した。

複数債権滞納者はほとんどが生活困窮者と考えられるため、生活困窮者支援の観点から、令和 6 年度は、複数債権滞納者の納付相談時の負担軽減を目的として、各債権窓口間における聞き取り内容の情報共有方法について検討を行っていく等、更なる連携の強化を図っていく。